

胚（受精卵）・卵子・精子凍結保存に関する付帯説明

これらに同意頂けない場合には治療をお受けできませんのでご了承下さい。

A	日本産科婦人科学会の倫理に関する見解にて、胚（受精卵）の凍結保存期間は夫婦として継続している期間であり、かつ卵子を採取した女性の生殖可能年齢を超えないこととなっています。
B	生殖可能年齢とは通常 50 歳といわれており、この年齢を超えると産婦の合併症発症率が極めて高く、時に母児の生命に関わる状況が発生する場合があります。 従って当院での凍結胚の保存も奥様の満 50 歳の誕生日までとさせていただきます。
C	凍結期限は今後患者様ご自身で管理していただきますので期限切れ等に十分ご注意ください。今回同封しました『保存延長申請書』、『凍結保存に関する付帯説明（提出分）』、『廃棄同意書（期間満了期日経過後廃棄用）』に署名（自署）のうえ提出して頂きます。『廃棄同意書（期間満了期日経過後廃棄用）』は万が一凍結更新のご連絡をいただけない場合に使用するものです。
D	凍結保存期間内に胚・卵子・精子の所有権・使用权を放棄する場合、『胚・卵子・精子の廃棄同意書』の書類をもって廃棄処分手続きをとるものといたします。保存期間の途中において廃棄しても、残余期間分の費用は返還しません。
E	胚・卵子・精子保存期間内にご夫婦のどちらか一方が死亡あるいは行方不明になった場合、夫婦どちらか一方が意思表示の出来ない心身状況になった場合、夫婦両方ともに死亡した場合は保存中の胚・卵子・精子を使用することはできません。廃棄処分となります。
F	胚・卵子・精子保存期間内にご夫婦が離婚した場合、どちらか一方が保存中の胚・卵子・精子を使用することは出来ません。胚・卵子・精子の所有権・使用权に関して問題が生じた場合は法的機関（裁判所など）の判断に委ねこれに従うことといたします。
G	次回保存期間満了日までに「保存延長」または「廃棄」の手続きをお願いいたします。「保存延長」または「廃棄」の手続きが行われないままに保存期間満了日を 3 ヶ月以上経過した場合、利用意志がなく所有権を放棄したものとみなし廃棄いたします。
H	保存延長費用、延長同意書の両方を当院にて確認後手続き終了となります。また保存延長の際、延長申請書提出後でも凍結胚・卵子・精子の保存期間満了日前であれば同意を取り消すことができます。
J	同意書に必要事項を記入し当院までご持参頂くか、郵送下さい。郵送の場合には電話にて当院へ同意書を郵送した旨をお伝え下さい。延長の場合、保険診療分は凍結開始した月中に保存維持管理料を来院の上、お支払い下さい。自費診療分は窓口でお支払い頂くか、当院指定の口座にお振り込み下さい。
K	<免責事項①>凍結保存タンクは厳重に管理されていますが、今後胚・卵子・精子保存期間内に不慮の事故（天災・火事・地震など）で保存胚・卵子・精子が損壊もしくは損失した場合の保証はいたしかねます。
L	<免責事項②>当院が診療を続けられない状況（医師の死亡、閉院）になった場合、当院に登録されている住所へ個別に状況報告のご連絡をいたします。その後当院での保存は致しかねますので他施設への移送を希望される場合には搬送方法をご案内いたします。転居、避難などで連絡先（住所、電話番号）に変更があれば必ず 1 ヶ月以内にお知らせ下さい。